



鳥取県公報

平成15年4月1日(火)
号外第59号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 鳥取県立障害者体育センターの利用料金(223)(障害福祉課)..... 1
鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関、鳥取県収納代理金融機関及び鳥取県収納代理郵便官署の名称等の一部改正(224)(審査課)..... 2

告 示

鳥取県告示第223号

鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例(平成15年鳥取県条例第1号)第8条第2項の規定に基づき、鳥取県立障害者体育センターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年4月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施設利用料

区 分			単 位	金 額
専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき	全面1時間につき	700円
			2分の1面1時間につき	300円
			3分の1面1時間につき	200円
		入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	1,400円
営利を目的とする場合		入場料等を徴収しないとき	全面1時間につき	24,500円
		入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	35,000円
一般利用	学生又は一般人		1人1回につき	70円

- (注) 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
2 専用利用の方法で利用する場合において照明を使用したときは、この表に定める利用料金の額に次の表に定める額を加算するものとする。この場合における利用時間の計算は、1による。

区 分	単 位	金 額
水銀燈(分電系統1、4及び5に限る。)	1系統1時間につき	40円
水銀燈(分電系統2及び3に限る。)	1系統1時間につき	60円
白熱燈	1系統1時間につき	40円

2 設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具	1式	150円
バレーボール用具	1式	200円
バドミントン用具	1式	50円
卓球用具	1式	100円
テニス用具	1式	100円

3 承認年月日

平成15年4月1日

鳥取県告示第224号

平成14年鳥取県告示第206号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関、鳥取県収納代理金融機関及び鳥取県収納代理郵便官署の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																		
<p>鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県会計規則第11号）第106条の規定に基づき、鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等を次のとおり告示し、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>昭和50年鳥取県告示第527号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗並びに鳥取県収納代理郵便官署の名称等について）は、平成14年3月31日限り廃止する。</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 鳥取県収納代理金融機関（日本郵政公社を除く。） 略</p> <p>4 鳥取県収納代理金融機関（日本郵政公社に限る。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>取 扱 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取中央郵便局</td> <td>鳥取市東品治町</td> <td>個人事業税及び自動車</td> </tr> <tr> <td>広島貯金事務センター</td> <td>広島市東区光町一丁目</td> <td>税並びに県営住宅の家賃の収納（継続して郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金の一部を払込金に振り替えてする払込みによるものに限る。）の事務</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 略</p>	名 称	位 置	取 扱 事 務	鳥取中央郵便局	鳥取市東品治町	個人事業税及び自動車	広島貯金事務センター	広島市東区光町一丁目	税並びに県営住宅の家賃の収納（継続して郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金の一部を払込金に振り替えてする払込みによるものに限る。）の事務	<p>鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県会計規則第11号）第106条の規定に基づき、鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関、<u>鳥取県収納代理金融機関及び鳥取県収納代理郵便官署の名称等を次のとおり告示し、平成14年4月1日から施行する。</u></p> <p>昭和50年鳥取県告示第527号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗並びに鳥取県収納代理郵便官署の名称等について）は、平成14年3月31日限り廃止する。</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 鳥取県収納代理金融機関 略</p> <p>4 鳥取県収納代理郵便官署</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>取 扱 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取中央郵便局</td> <td>鳥取市東品治町</td> <td>個人事業税及び自動車</td> </tr> <tr> <td>広島貯金事務センター</td> <td>広島市東区光町一丁目</td> <td>税並びに県営住宅の家賃の収納（自動払込みの取扱いに関する省令（昭和57年郵政省令第6号）第1条に規定する自動払込みによるものに限る。）の事務</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 略</p>	名 称	位 置	取 扱 事 務	鳥取中央郵便局	鳥取市東品治町	個人事業税及び自動車	広島貯金事務センター	広島市東区光町一丁目	税並びに県営住宅の家賃の収納（自動払込みの取扱いに関する省令（昭和57年郵政省令第6号）第1条に規定する自動払込みによるものに限る。）の事務
名 称	位 置	取 扱 事 務																	
鳥取中央郵便局	鳥取市東品治町	個人事業税及び自動車																	
広島貯金事務センター	広島市東区光町一丁目	税並びに県営住宅の家賃の収納（継続して郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金の一部を払込金に振り替えてする払込みによるものに限る。）の事務																	
名 称	位 置	取 扱 事 務																	
鳥取中央郵便局	鳥取市東品治町	個人事業税及び自動車																	
広島貯金事務センター	広島市東区光町一丁目	税並びに県営住宅の家賃の収納（自動払込みの取扱いに関する省令（昭和57年郵政省令第6号）第1条に規定する自動払込みによるものに限る。）の事務																	